

# 社会福祉法人 福音会

## 役員等報酬規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人福音会（以下「法人」という。）の理事・評議員及び監事並びに評議員選任・解任委員会外部委員（以下「役員等」という）の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

**第2条** 法人の役員等には、報酬を支給しない。

(交通費)

**第3条** 理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の業務を行う場合は、次のとおり交通費を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

(1) 理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席したときの交通費

- ① 北九州市内 4,000 円
- ② 北九州市近郊 5,000 円
- ③ 上記以外 10,000 円

(2) 監事が、監査を実施したとき交通費

- ① 北九州市内 4,000 円
- ② 北九州市近郊 5,000 円
- ③ 上記以外 10,000 円

附 則

この規程は、2005年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、2016年12月24日から施行する。